

# 確定申告書等作成コーナー/e-Tax (国税電子申告・納税システム)



所得税の  
確定申告書が  
ホームページで作成  
できるのですか？



## 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書等が作成できます。

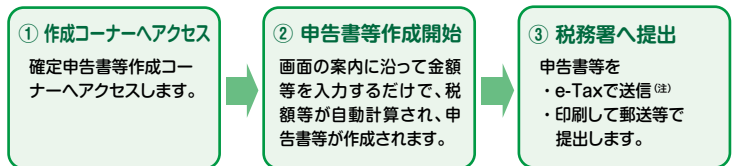
### 「確定申告書等作成コーナー」でできること

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や決算書などを作成し、e-Taxによる送信・印刷ができます。また、自動計算されるので計算誤りがありません。
- 作成中の申告書等データを保存し、その保存したデータを読み込んで作業を再開することができます。また、作成した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

### 作成できる申告書等の種類

- 確定申告書等作成コーナー  
作成できる申告書等は、以下のとおりです。
  - ①所得税及び復興特別所得税の確定申告書
  - ②青色申告決算書・収支内訳書
  - ③消費税及び地方消費税の確定申告書
  - ④贈与税の申告書
 注:令和4年分の確定申告書等作成コーナーは、令和5年1月上旬公開予定です。
- 更正の請求書・修正申告書作成コーナー  
作成できる申告書等は、以下のとおりです。  
上記①～④の更正の請求書・修正申告書  
注:令和4年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナーは、所得税及び復興特別所得税、贈与税については令和5年3月中旬に、消費税及び地方消費税については、令和5年4月上旬にそれぞれ公開予定です。

### 申告書等を作成して税務署に提出するまでの流れ



注:e-Taxで送信する場合は、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。  
また、マイナンバーカード等をお持ちでない方については、税務署の職員と対面による本人確認を行って発行されたID・パスワード(「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています。)のみでe-Tax送信ができます(ID・パスワード方式)。  
※ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

### スマホとマイナンバーカードでe-Tax!

確定申告書等作成コーナーでは、スマホで所得税の確定申告書が作成できます。

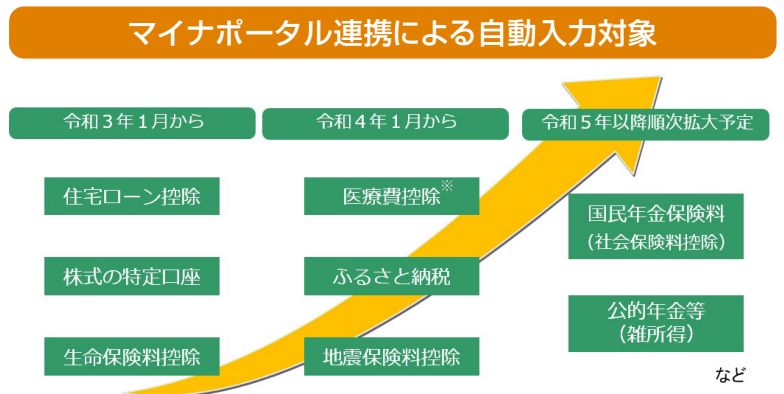
- e-Taxで手続完結  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで送信できます。  
注1:マイナンバーカード読取対応のスマートフォンについてはマイナポータル([https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category\\_id=3&site\\_domain=default](https://faq.myna.go.jp/faq/show/2587?category_id=3&site_domain=default))をご確認ください。  
注2:マイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちでない方も、ID・パスワード方式によりe-Tax送信ができます。
- スマホで見やすい専用画面  
給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマホやタブレット専用の画面を利用できます。



【マイナンバーカード読取対応のスマートフォンの一覧】

### マイナポータルを活用した所得税確定申告の簡便化(マイナポータル連携)

- 確定申告手続では、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータル通じて一括入手し、申告書へ自動入力することが可能です(マイナポータル連携)。マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大されます。  
注1:マイナポータル連携の詳細や利用するために必要な事前設定については、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。  
注2:マイナポータル連携を利用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。



\* 医療費控除は令和3年9月以降診療分について取得可能です。

確定申告書等作成コーナーをご利用ください!

作成コーナー

検索



【確定申告書等作成コーナー】

インターネットでも  
申告や納税が  
できると聞いたの  
ですが…



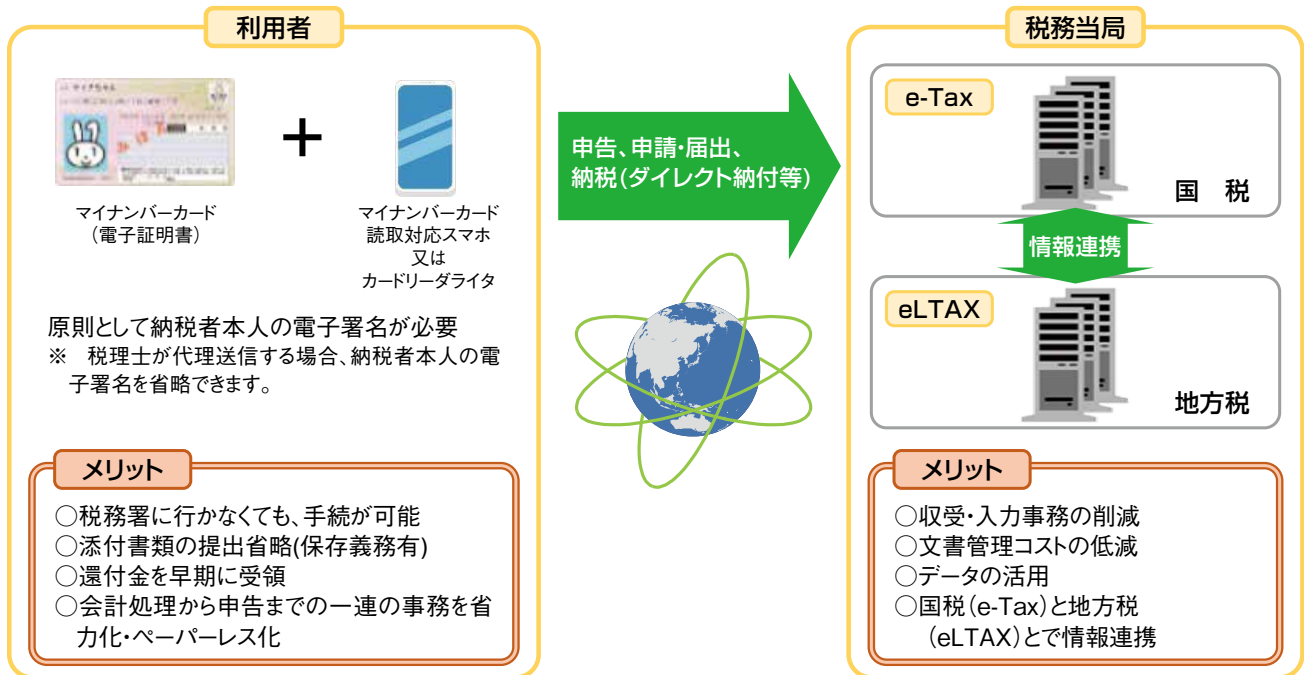
## e-Tax(国税電子申告・納税システム)

税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。

### e-Taxの概要とメリット

- 国税に関する全ての申告、申請・届出等について行うことができます。
- 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付(※)やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy) 対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。

※ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです(ダイレクト納付利用届出書は、個人の方についてはe-Taxにより提出することができます。)



### もっと便利に!

#### 納税証明書のPDF化

- 自宅やオフィスのパソコンからでも納税証明書の交付請求ができます(税務署窓口で受け取れます。)。電子納税証明書(PDFファイル)は**自宅等でダウンロード**した上で、**何枚でも印刷**できます。また、e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価といったメリットもあります。

#### マイナポータル連携

- 所得税確定申告では、**控除証明書等のデータ**を、マイナポータルを通じて**一括入手**し、申告書へ**自動入力**することが可能です。詳しくはP43「**マイナポータルを活用した所得税確定申告の簡便化(マイナポータル連携)**」をご覧ください。

#### 国・地方の連携

- eLTAXを利用して、給与等支払報告書(各市区町村が提出先)と、源泉徴収票(所轄**税務署**が提出先)を**同時に作成し、一括送信**することができます。詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01124>) をご確認ください。

#### スマホの活用

- スマートフォンを利用して、より便利にe-Taxをご利用いただけます。詳しくはP45「**コラム**」をご覧ください。

### e-Taxの利用可能時間

時期	利用可能日	利用可能時間帯
確定申告期間	全日 (土日祝日等を含む)	24時間 (メンテナンス時間を除く)
確定申告期 以外の期間	火～金 (休祝日及び12月29日～ 1月3日を除く)	24時間 (休祝日の翌稼働日は 8時30分から利用開始)
	月・土・日・休祝日 (メンテナンス日を除く)	8時30分～24時

注:利用可能時間は変更する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

### 詳しくはe-Taxホームページへ

利用開始の手続、推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。

